

山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における 簡易型総合評価落札方式における事後審査試行要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部が所管する一般競争入札による農業農村整備事業業務委託に係る総合評価落札方式の試行において、技術資料の審査を開札後に優位の入札参加者から行い、適格の場合に落札決定する方式（以下「事後審査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超える簡易型の総合評価落札方式の業務委託に事後審査を適用することができる。

(自己評価申請書の提出)

第3条 入札参加者は自身の技術資料について、入札公告及び山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン（試行版）（山形県農林水産部農村整備課）（以下「ガイドライン」という。）をもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら算定する評価点（以下「自己評価点」という。）を自己評価申請書（様式1（事後審査））に記入し、入札公告に定めるところにより当該申請書を提出するものとする。自己評価点は、開札後に行う入札参加者の審査順を決定する際に用いられ、また、事後審査の際には評価点の上限値となるので、適正かつ誠実に記入するものとする。なお、自己評価申請書を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、本入札の参加資格を失うものとする。

(技術資料の審査)

第4条 技術資料の審査は、記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合を行うものとする。

- 2 当該業務委託を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、入札参加者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、審査後の評価点は入札参加者の自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 3 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで、前項の審査を順次繰り返すものとする。
- 4 所管課長は、技術資料の審査に疑義が生じた場合は、VE審査会に諮り、当該審査会で審査するものとする。

(落札者の決定方法)

- 第5条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、前条の規定により審査後の総合評価点が高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者が2者以上であるときは、その複数の者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、開札後、落札決定を保留し、前項の落札候補者の技術資料について、確認を行う。
 - 3 低入札価格調査において、調査基準価格を下回る価格の落札候補者について、調査の結果、失格と判断された場合は、落札者とししない。
 - 4 落札候補者が、前項に該当しないときは、当該者を落札者に決定するものとする。ただし、当該者が2者以上となったときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
 - 5 落札候補者が、第3項に該当するときは、当該者を除いて、前条及び前各項の規定による審査等を

落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。

- 6 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内（山形県の休日（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に行うものとする。
- 7 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、別紙業務総落3（事後審査）により行うものとする。

（技術資料審査結果に係る説明要求）

第6条 第4条の技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された評価点と相違があった者は、落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に書面（様式2（事後審査））により回答するものとする。

（手続き）

第7条 公告から契約締結までの手続き及び所要日数は、別紙業務総落1（事後審査）、及び、別紙業務総落2（事後審査）を標準とする。

（様式等）

第8条 自己評価申請書等の様式については、次の表によるものとする。

	様式	備考
技術資料に係る自己評価申請書	様式1（事後審査）通常型	
	様式1（事後審査）若手・女性型	
技術資料	様式業務総落1 様式業務総落2 様式業務総落3	
技術資料審査結果に係る説明書	様式2（事後審査）	
入札結果（事後審査）	別紙業務総落3（事後審査）	
手続きフロー	別紙業務総落1（事後審査） 別紙業務総落2（事後審査）	

（備考）様式業務総落1～3はガイドラインによる。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式試行要綱」の関係規定の定めによるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年7月1日以後施行伺いから適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年10月1日以後に入札公告を行うものから適用する。